

入札についての補足説明

1 入札心得

入札書、委任状などの書類には、物品購入等入札参加資格審査申請の際、那覇市法制契約課へ提出した「使用印鑑届」に押印してある代表者印を押印してください。

複数の代表者印がある場合は、「使用印鑑届」に押印していない印鑑を押印しないようご注意ください。

法制契約課への登録後、会社情報に変更があった場合は、速やかに法制契約課で変更手続きを行ってください。

また、代理人の印鑑は、シャチハタ以外の印鑑をお願いします。代理人の住所は会社ではなく、代理人の自宅住所を記入してください。

2 入札書

入札執行回数は3回までとしますので、記載ミス等による書き換えを考慮したうえで、入札書は3枚以上ご用意ください。

3 同等品確認明細書

提出書類のうち、同等品確認明細書は基準物品に替えて別の商品で入札に臨む場合に必要です。基準物品で入札に臨む場合は提出不要です。